

● 給与支払報告書（個人別明細書）を作成するにあたって

[illegible]

～用語～

※ 源泉控除対象配偶者

合計所得が900万円（給与所得だけの場合に収入金額が1,130万円）以下の給与所得者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が95万円（給与所得だけの場合に収入が150万円）以下の人。

～注意事項～

- ① 従業員の方や被扶養者の方の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。
- ② 16歳未満の扶養親族がいる場合は、扶養控除金額はありませんが、個人住民税の非課税判定等の判断基準に必要ですので、「16歳未満の扶養親族の数」欄に必ず記載をしてください。記載がない場合は扶養親族として計算されませんのでご注意ください。
- ③ 控除対象扶養親族、もしくは16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄や「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄に、5人目以降の方の括弧書きの連番数字と個人番号（例：(1)123456789012）を記載し、摘要欄に対応する括弧書きの連番数字と氏名（例：(1)守口 花子）を記載してください。
- ④ 控除対象配偶者及び源泉控除対象配偶者を有している場合は○を付してください。また、対象の配偶者が老人控除配偶者である場合は「老人」欄に○を付してください。
- ⑤ 前職分を含めて年末調整を行っている場合は、摘要欄に前職の会社名、給与等の金額、社会保険料等の金額を記載してください。記載がない場合や誤っていた場合、収入等を合算し課税計算されますのでご注意ください。
- ⑥ 生命保険料控除を受けられる場合は、必ず生命保険料支払額の金額の内訳の記載をお願いします。記載がない場合は個人住民税が正しく計算されないおそれがあります。